

施業後にも届出が必要な事を
知っていますか？

施業後の届出を忘れると
森林法違反となります

伐採・造林後も市町村へ 状況報告書の提出が必要です！



伐採前に市町村へ①「伐採及び伐採後の造林届」を提出後、②主伐後と③造林後に市町村へ状況報告書を提出する必要があります（詳しくは裏面へ）。森林法施行規則を守り、状況報告書の出し忘れに気をつけましょう。悪質な場合は、罰則があります。

なお、①「伐採及び伐採後の造林届」を提出後、伐採を実施しなかった場合は、その旨を市町村へご報告下さるようご協力お願いします。



市町村へ提出する主な届出書一覧

整理記号	届出名	提出時期	補足
A (①)	伐採及び伐採後の造林の届出書	伐採前	
B (②)	伐採に係る森林の状況報告書	主伐後	A の主伐の伐採報告 間伐の場合は不要
C (③)	伐採後の造林に係る森林の状況報告書	造林後	A の主伐後造林報告 転用の場合は不要
D	森林経営計画に係る伐採等の届出書	施業後	伐採、造林、作業路網等

※ 以下のような届出は総合支庁へ提出します。

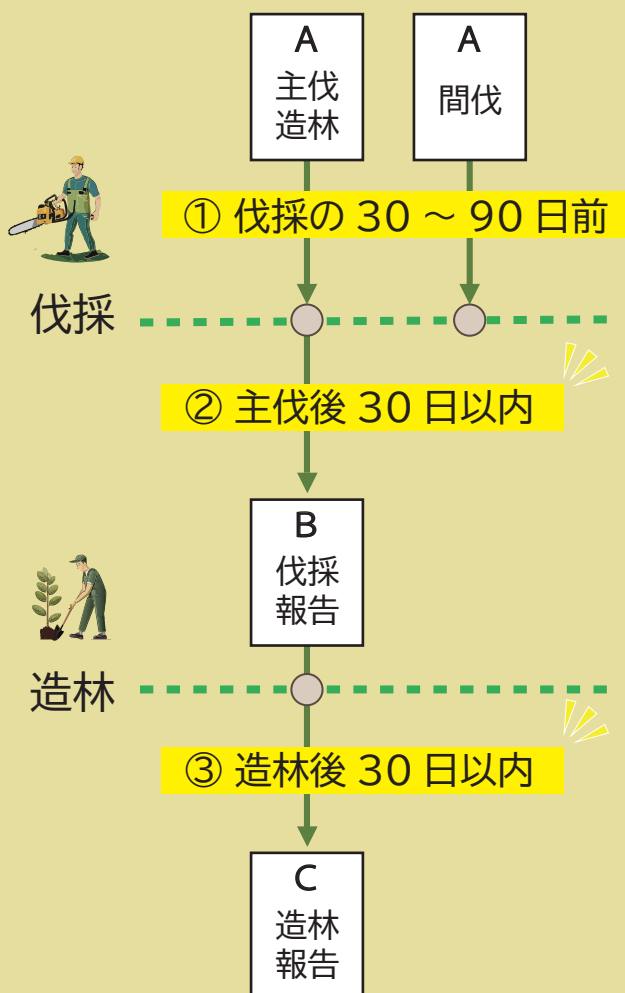
- ・保安林施業関係届出
- ・林地開発関係届出：1ha（太陽光発電設備の設置を目的とする場合は 0.5ha）を超える開発

届出書ごとの提出時期

ABC届出

伐採～造林までの施業内容を記載し、
「事前届出→伐採報告→造林報告」の順で
提出していく

※ 転用の場合は C 状況報告書は提出不要



D 届出

施業後、基本的には施業種ごとに別々に提出

※ 施業が完了していて、施業後 30 日以内の
提出であれば、複数施業を一枚の届出に提出
することも可能

